

岩手県監査委員告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年10月6日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	平成27年8月21日	吉田 政司

2 監査の結果 留意改善を要する事項は次のとおりである。

- （1） 公舎料の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが8件、50,541円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- （2） 証紙収納額報告に当たり、報告していなかったものが655件、9,309,660円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- （3） 土地賃借料の支出に当たり、賃貸借期間開始後著しく遅れて支出負担行為を行っているものが1件、1,797,649円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- （4） 需用費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが3件、106,202円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- （5） 電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務手続において、適正な事務手続を経ないで事務処理を行ったものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。